大

鳥労発基0528第２号
令和８年５月２８日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

日頃から、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）については、令和７年５月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和９年４月１日から施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和８年政令第40号）が令和８年３月18日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第29号）が令和８年３月23日に、労働安全衛生法第42条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第101号）が令和８年３月23日にそれぞれ公布され、いずれも令和９年４月１日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達が作成されたところです。（下記ＵＲＬ及び二次元コードから参照ください。）

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について、ご承知いただきますとともに、傘下会員事業場等がおられる団体等につきましては、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

施行通達 令和８年５月26日付け基発0526第１号
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）
URL　https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001704274.pdf

ご参考 厚生労働省HP「個人事業者等の安全衛生対策について」
URL　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

(一社)鳥取県労働基準協会
受
令和8.6.4
第　号